

古代・中世編

一 古代の出石

1 天日槍伝説

一 古事記 中巻 応神天皇系

又昔、新羅の国主の子有りき。名は天之日矛と謂ひき。是の人參渡り来つ。參渡り来つる所以は、新羅の国に一つの沼有り。名は阿具奴摩は音を以るよ。と謂ひき。此の沼の辺に、一賤しき女昼寝しき。是に日虹の如く耀きて、其の陰上に指ししを、亦一賤しき夫。其の状

を異しと思ひて、恒に其の女人の行を伺ひき。故、是の女人、其の昼寝せし時より妊身みて、赤玉を生みき。爾に其の伺へる賤しき夫、其の玉を乞ひ取りて、恒に裏みて腰に著けき、此の人田を山谷の間に營りき。故、耕人等の飲食を、一つの牛に負せて山谷の中に入るに、其の国主の子、天之日矛に遇逢ひき。爾に其の人に問ひて曰ひしく、「何しかも汝は飲食を牛に負せて山谷に入る。汝は必ず是の牛を殺して食ふならむ。」といひて、即ち其の人を捕へて、獄囚に入れむとすれば、其の人答へて曰ひしく、「吾牛を殺さむとは非ず。唯

田人の食を送るにこそ。」といひき。然れども猶赦さざりき。爾に其の腰の玉を解きて、其の国主の子に幣しつ。故、其の賤しき夫を赦して、其の玉を將ち来て、床の辺に置けば、即ち美麗しき嬢子に化りき。仍りて婚ひして嫡妻と為き。爾に其の嬢子、常に種種の珍珠を設けて、恒に其の夫に食はしめき。故、其の国主の子、心奢りて妻を嘗るに、其の女人の言ひけらく、「凡そ吾は、汝の妻と為るべき女に非ず。吾が祖の国に行かむ。」といひて、即ち竊かに小船に乗りて逃遁げ渡り来て、難波に留まりき。此は難波の比売菴の社に坐す阿加流比売神と謂ふ。是に天之日矛、其の妻の遁げしことを聞きて、乃ち追ひ渡り来て、難波に到らむとせし間、其の渡の神、塞へて入れざりき。故、更に還りて多遲摩國に泊てき。即ち其の國に留まりて、多遲摩の俣尾の女、名は前津見を娶して、生める子、多遲摩母呂須玖。此の子、多遲摩斐泥。此の子、多遲摩比那良岐。此の子、多遲麻毛理。次に多遲摩比多詞。次に清日子。三此の清日

子、多摩の咩斐を娶して、生める子、醉鹿之諸男。次に妹音竈上由良度美。此の四字は音を以ひよ。故、上に云へる多遲摩比多詞、其の姪、由良度美を娶して、生める子、葛城の高額比売の命。此は息長帯比売命の御祖なり。故、其の天之日矛の持ち渡り来し物は、玉津宝と云ひて、珠二貫。又浪振る比礼、比礼の二字は音を以ひ浪切る比礼、風振る比礼、風切る比礼。又奥津鏡、辺津鏡、并せて八種なり。此伊豆志の八前の大神なり。故、茲の神の女、名は伊豆志袁登売神坐しき。故、八十神是の伊豆志袁登売を得むと欲へども、皆得婚ひせざりき。是に二はしらの神有りき。兄は秋山之下米壯夫と号け、弟は春山之霞壯夫と名づけき。故、其の兄、其の弟に謂ひけらく、「吾伊豆志袁登売を乞へども、得婚ひせざりき。汝は此の嬢子を得むや。」といへば、「易く得む。」と答へて曰ひき。爾に其の兄曰ひけらく、「若し汝、此の嬢子を得ること有らば、上下の衣服を避り、身の高を量りて麴酒を醸み、亦山河の物を悉に

備へ設けて、宇礼豆玖うれづぐを為せむ。」と云ひき。宇より玖までよ。下は此こに其弟、兄の言ひしが如く、具つぶさに其の母に白せば、即ち其の母、布遲葛ふぢかつらを取りて、布遲の二以よる一宿ひとよの間に、衣きね襦はかまし及襷したく沓くつを織り縫ひ、亦弓矢ゆみやを作りて、其の衣きね襦はかまし等を服ませ、其の弓矢を取らしめて、其の嬢子の家に遣はせば、其の衣服きも及弓矢ゆみや、悉に藤の花に成りき。是に其の春山之霞壯夫、其の弓矢を嬢子のかはや厠かに繋かげき。爾に伊豆志袁登壳いづしゑんとうせ、其の花を異あやしと思ひて、將もち来る時に、其の嬢子の後しりに立ちて、其の屋に入る即ち、婚まひしつ。故、一りの子を生みき。爾に其の兄に白して曰ひしく、「吾は伊豆志袁登壳を得つ。」といひき。是に其の兄、弟の婚まひしつることを慷慨うれたみて、其の宇礼豆玖うれづぐの物を償つぐはざりき。爾に愁うれひて其の母に白しし時、御祖答みおやへて曰ひけらく、「我が御世の事、能よく許よ曾そ音を以よるよ。神習はめ。又宇都志岐青人草習うづしきあひなぐさへや、其物償はぬ。」といひて、其の兄あの子を恨めみて、乃ち其の伊豆志河いづしかはの河島の一節竹ひとよだけを取りて、八目

の荒籠あらくを作り、其の河の石を取り、塩に合あへて其の竹の葉はに裏うらみて、詛こはしめて言ひけらく、「此の竹の葉の青むが如く、此の竹の葉の萎しなゆるが如く、青み萎しなえよ。又此の塩の盈みち乾ふるが如く、盈みち乾ふよ。又此の石の沈むが如く、沈み臥こせ。」といひき。如此詛かくとこはしめて、烟かまどの上に置きき。是を以ちて其の兄、八年の間、干萎ひよなえ病やみ枯かれぬ。故、其の兄患うれひ泣なきて、其の御祖に請こへば、即ち其の詛こ戸とを返かへさしめき。是に其の身もとの如く安らかに平たひらきき。此は神宇礼豆玖の言の本なり。

二 日本書紀 卷第六 垂仁天皇三年春三月

(垂仁天皇)三年の春三月に、新羅の王の子天日槍あめのひきまら来歸り。將もて来る物は、羽太の玉一箇・足高の玉一箇・鶉鹿鹿の赤石の玉一箇・出石の小刀二口・出石の梓はら一ひと枝・日鏡一面・熊の神籬一具、并あせて七種あり。則ち但馬国に藏たくまめて、常に神の物とす。一に云はく、初め天日槍、艇はたねに乘りて播磨国に泊りて、宍粟邑しずはのむらに在り、時に天皇、三輪君が

祖大友主と、倭直の祖長尾市とを播磨に遣して、天日槍に問はしめて曰はく、「汝は誰人ぞ、且、何の国の人ぞ」とのたまふ。天日槍対へて曰さく、「僕は新羅国の主の子なり。然れども日本国に聖皇有すと聞りて、則ち己が国を以て弟知古に授けて化歸り」とまうす。仍りて貢獻する物は、葉細の珠・足高の珠・鶉鹿鹿の赤石の珠・出石の刀子・出石の槍・日鏡・熊の神籬・胆狭浅の大刀、并せて八物あり。仍りて天日槍に詔して曰はく、「播磨国の宍粟邑と、淡路島の出浅邑と、是の二の邑は、汝任意に居れ」とのたまふ。時に天日槍、啓して曰さく、「臣が住まむ処は、若し天恩を垂れて、臣が情の願しき地を聴したまはば、臣親ら諸国を歴り視て、則ち臣が心に合へるを給はらむと欲ふ」とまうす。乃ち聴したまふ。是に、天日槍、菟道河より浜りて、北近江国の吾名邑に入りて暫く住む。復更近江より若狭国を経て、西但馬国に到りて則ち住処を定む。是を以て、近江国の鏡村の谷の陶人は、天日槍の従人なり。故、但馬国の出嶋の人太耳が女麻多鳥を娶りて、但馬諸助を生む。諸助、但馬日槍杵を生む。日槍杵、清彦を生む。清彦、田道間守を生むといふ。

三 日本書紀 卷第六 垂仁天皇八十八年七月十日

(垂仁天皇) 八十八年の秋七月の己酉の朔戊午に、群卿

に詔して曰はく、「朕聞く、新羅の王子天日槍、初めて来し時に、將て來れる宝物、今但馬に有り。元め國人の爲に貴ひられて、則ち神宝と爲れり、朕、其の宝物を見欲し」とのたまふ。即日、使者を遣して、天日槍の曾孫清彦に詔して、獻らしめたまふ。是に、清彦、勅を被りて、乃ち自ら神宝を捧げて獻る。羽太の玉一箇・足高の玉一箇・鶉鹿鹿の赤石の玉一箇・日鏡一面・熊の神籬一具なり。唯し小刀二のみ有り。名を出石と曰ふ。則ち清彦、忽に刀子は獻らじと以て、仍りて袍の中に匿して、自ら佩けり。天皇、未だ小刀を匿したる情ををしめさずして、清彦を寵まむと欲して、召して酒を御所に賜ふ。時に刀子、袍の中より出でて顯る。天皇見して、親ら清彦に問ひて曰はく、「爾が袍の中の刀子は、何する刀子ぞ」とのた

まふ。爰に清彦、刀子を得匿すまじきことを知りて、呈し言さく、「献る所の神宝の類なり」とまうす。則ち天皇、清彦に謂りて曰はく、「其の神宝は、豈類を離くこと得むや」とのたまふ。乃ち出して献る。皆神府に藏めたまふ。然して後に、宝府を開きて視れば、小刀自づからに失せぬ。則ち清彦に問はしめて曰はく、「爾が献る所の刀子、忽に失せぬ。若し汝の所に至れるか」とのたまふ。清彦答へて曰さく、「昨夕、刀子、自然に臣が家に至る。乃ち明旦失せぬ」とまうす。天皇、則ち惶りたまひて、且更覓めたまはず。是の後に、出石の刀子、自然に淡路嶋に至れり。其の嶋人、神なりと謂ひて、刀子の為に祠を立つ。是今に祠らる。昔一人有りて、艇に乗りて但馬国に泊れり。因りて問ひて曰はく、「汝は何の国の人ぞ」といふ。対へて曰さく、「新羅の王の子、名を天日槍と曰す」とまうす。則ち但馬に留りて、其の国の前津耳一に云はく、「前津身といふ。一に云はく、太耳といふ。が女、麻笥能鳥を娶り

て、但馬諸助を生む。是清彦が祖父なり。

九十年の春二月の庚子の朔に、天皇、田道間守に命せて、常世国に遣して、非時の香菓を求めしむ。

香菓、此をば箇俱能未と云ふ。今橘と謂ふは是なり。

四 播磨国風土記 揖保郡広山里

麻打山 昔、但馬の国の人、伊頭志君麻良比、此の山に家居しき。二の女、夜、麻を打つに、即て麻を己が胸に置いて死せき。故、麻打山と号く。今に、此の辺に居る者は、夜に至れば麻を打たず。

五 播磨国風土記 揖保郡揖保里

粒丘 粒丘と号くる所以は、天日槍命、韓国より度り来て、宇頭の川底に到りて、宿処を葦原志举乎命に乞はししく、「汝は国主たり。吾が宿らむ、処を得ま欲ふ」とのりたまひき。志举、即ち海中を許しましき。その時、客の神、剣を以ちて海水を攪きて宿りま

しき。主の神、即ち客の神の盛なる行を畏みて、先に国を占めむと欲して、巡り上りて、粒丘に到りて、喰したまひき。ここに、口より粒落ちき。故、粒丘と号く。其の丘の小石、皆能く粒に似たり。

六 播磨国風土記 宍粟郡比治里

川音の村 天日槍命 此の村に宿りまして、勅りたまひしく、「川の音、甚高し」とのりたまひき。故、川音の村といふ。

七 播磨国風土記 宍粟郡比治里

奪谷、葦原志許乎命と天日槍命と二はしらの神、此の谷を相奪ひたまひき。故、奪谷といふ。其の相奪ひし由を以ちて、形、曲れる葛の如し。

八 播磨国風土記 宍粟郡高屋里

高家の里 土は下の中なり。高家と名曰くる所以は、天

日槍命、告りたまひしく、「此の村は、高きこと、他村に勝れり」とのりたまひき。故、高家といふ。

九 播磨国風土記 宍粟郡柏野里

伊奈加川 葦原志許乎命、天日槍命と、国占めましし時、嘶く馬ありて、此の川に遇へりき。故、伊奈加川といふ。

一〇 播磨国風土記 宍粟郡雲箇里

波加の村、国占めましし時、天日槍命、先此処に到り、伊和の大神、後に到りましき。ここに、大神大きに恠みて、のりたまひしく、「度らざるに先に到りしかも」とのりたまひき。故、波加の村といふ。此処に到る者、手足を洗はざれば、必ず雨ふる。其の山に、槐・杉・檀・黒葛・山薑等生ふ。狼・熊住めり。

一一 播磨国風土記 宍粟郡御方里

御方の里土は下の土なり。御形と号くる所以は、葦原志許乎命、天日槍命と、黒土の志爾菴に到りまし、各、黒葛三条を以ちて、足に掛けて投げたまひき。その時、葦原志許乎命の黒葛は、一条は但馬の気多の郡に落ち、一条は夜夫の郡に落ち、一条は此の村に落ちき。故、三条といふ。天日槍命の黒葛は、皆、但馬の国に落ちき。故、但馬の伊都志の地を占めて在しき。一ひといへらく、大神、形見と為て、御杖を此の村に植たまひき。故、御形といふ。

三 播磨国風土記 神前郡多駝里

梗岡は、伊和の大神と天日杵命と二はしらの神、各、軍を發して相戦ひましき。その時、大神の軍、集ひて稻舂きき。其の梗聚りて丘と為る。又、其の簸置ける梗を墓といひ、又城牟礼山といふ。一ひといへらく、城を掘りし処は、品太の天皇の御俗、参度り来し百濟人等、有俗の隨に城を造りて居りき。其の孫等は、川

辺の里の三家の人、夜代等なり。八千軍といふ所以は、天日杵命、軍、八千ひとありき。故、八千軍野といふ。

三 摂津国風土記逸文 (万葉集註釈 卷第二)

摂津の国の風土記に云はく、比売島の松原。古へ、輕島の豊阿伎羅の宮に御宇しめしし天皇のみ世、新羅の国に女神あり。其の夫を遁去れて来て、暫く筑紫の国の伊波比の比売島地の名なりに住めりき。乃ち曰ひしく、「此の島は、猶是遠からず。若し此の島に居ば、男の神尋め来なむ」といひて、乃ち更、遷り来て、遂に此の島に停まりき。故、本住める地の名を取りて、島の号と為せり。

四 筑前国風土記逸文 (釈日本紀 卷十)

筑前、前の国の風土記に曰はく、恰土の郡。昔者、穴戸の豊浦の宮に御宇しめしし足仲彦の天皇、球磨

噲^そ啖^{たん}を討^うたむとして筑^{つく}紫^しに幸^いしし時^{とき}、怡^{いと}土^との県^{あがたぬし}主^{ぬし}等^らが
 祖^{おや}、五十^い跡^い手^{とて}、天^{すめらみこと}皇^い幸^{さい}しぬと聞^ききて、五^い百^{ひゃく}枝^えの賢^{さか}木^き
 を抜^ぬ取りて船^への舳^{へとも}艦^たに立^たて、上^{ほつ}枝^えに八^や尺^{さか}瓊^にを掛^かけ、中^{なか}
 枝^{つえ}に白^ま銅^す鏡^{のかがみ}を掛^かけ、下^し枝^えに十^{じゅう}握^{のつるぎ}劍^をを掛^かけて、穴^{あな}門^との引^ひ
 嶋^{しま}に参^{まゐ}進^{すす}へて猷^{たてまつ}りき。天^{すめらみこと}皇^い、勅^{たれ}して、「阿^た誰^れ人^{ひと}ぞ」
 と問^とひたまへば、五十^い跡^い手^{とて}奏^まししく、「高^こ麗^らの国^{のこ}の意^い
 呂^ろ山^{やま}に、天^{あめ}より降^{くだ}り来^きし日^ひ杵^{ぼこ}の苗^{すゐ}裔^い、五十^い跡^い手^{とて}是^{これ}なり」
 とまをしき。天^{すめらみこと}皇^い、こゝに五十^い跡^い手^{とて}を誉^ほめて曰^いりたま
 ひしく、「怡^{いと}しきかも伊^い蘇^そ志^しと謂^いふ。五十^い跡^い手^{とて}が本^{もと}土^つは
 恪^い勤^その国^{くに}と謂^いふべし」とのりたまひき。今^い、怡^{いと}土^との郡^{こほり}
 と謂^いふは訛^{よこなま}れるなり。

二五 日本書紀 卷第六 垂仁天皇九十九年の明年春三月十二日

明年^{くるつとし}の春^{はる}三月^{やよい}の辛^{かのとのひつじ}未^つの朔^{たちちみづのうらま}王^{のひ}午^(十二日)に、田^た道^ぢ間^ま守^{もり}、
 常^{とこよの}世^よ国^{くに}より至^{かへり}れり。則^{すなは}ち齋^{もてもうで}る物^{いたもの}は、非^か時^{とき}の香^か菓^{くわ}、
 や世^や八^や咫^やなり。田^た道^ぢ間^ま守^{もり}、是^{こゝ}に、泣^なち悲^な敷^なきて曰^いさく、
 「命^{おほみこと}を天^{あめ}朝^{あそ}に受^うりて、遠^{とほ}くより絶^は域^かに往^まる。万^ま里^り

浪^{なみ}を蹈^ほみて、遙^{はるか}に弱^{よわ}水^{みづ}を度^{わた}る。是^{こゝ}の常^{とこよの}世^{くに}国^はは、神^ひ仙^{じり}の
 秘^ひ区^く、俗^{とこよ}の臻^とらむ所^{ところ}に非^{こゝ}ず。是^{こゝ}を以^もて、往^ゆ来^きふ間^{あひだ}に、
 自^{おの}づからに十^{とせ}年に経^なりぬ。豈^あ期^おひきや、独^{ひとり}峻^と瀾^{たか}を凌^{しの}
 ぎて、更^{また}本^{もと}土^とに向^まむといふことを。然^{しか}に聖^ひ帝^{じりのみかど}の
 神^{みたま}、靈^{ふゆ}に頼^よりて、僅^{わずか}に還^{かへ}り来^きること得^えたり。今^{いま}天^{すめらみこと}皇^い
 既^{すで}に崩^かりましぬ。復^{かへり}命^{こと}すこと得^えず。臣^{やつ}生^かけりと雖^いも、
 亦^{また}何^{なに}の益^{しるし}かあらむ」とまうす。
 乃^{すなは}ち天^{あめ}皇^{みささぎ}の陵^{のみ}に向^{むか}りて、叫^おび哭^なきて自^{みづか}ら死^まれり。群^{まへつ}
 臣^{きみ}聞^ききて皆^{みな}涙^{なみだ}を流^{なが}す。田^た道^ぢ間^ま守^{もり}は、是^{これ}三^{みや}宅^ぢ連^ぢの始^{はじ}祖^{めのおや}
 なり。

2 但馬と天皇家

二六 古事記 中卷 懿德天皇段

大^{おほ}倭^{やまと}日子^ひ鉏^こ友^{とも}命^{のみこと}、輕^{かろ}の境^{さか}岡^か宮^{のみや}に坐^ましまして、天^{あめ}の
 治^ちらしめしき。此^{こゝ}の天^{あめ}皇^{みささぎ}、師^{おや}木^き県^の主^{ぬし}の祖^{おや}、賦^ふ登^と麻^ま和^わ訶^か

比売命、亦の名は飯日比売命を娶して、生みませる御子、御真津日子訶惠志泥命。訶より下の四字は音を以るよ。次に多芸志比古命。二、故、御真津日子訶志泥命は、天の下治らしめしき。次に当芸志比古命は、血沼の別、多遲麻の竹天皇の御年、肆拾伍歳、御陵は畝火山の真名子谷の上に在り。

二七 先代旧事本紀 卷第十 国造本紀

(前略)

但遲麻国造

志賀高穴穗朝御世、以竹野君同祖、彦坐王五世孫

船穗足尼、定賜国造、

二方国造

志賀高穴穗朝御世、以出雲国造同祖、宇迦都久奴

命ノ孫美尼布命、定賜国造、

(後略)

一八 古事記 中卷 開化天皇段

若倭根子日子大毘毘命、春日の伊邪河宮に坐しまして、天の下治らしめしき。此の天皇、旦波の大梟主、名は由基理の女、竹野比売を娶して、生みませる御子、比古由牟須美命。一柱、此の王の又庶母伊迦賀之許売命を娶して、生みませる御子、御真木入日子印惠命。惠印の二字は音を以るよ。次に御真津比売命。二又丸邇臣の祖、日子国意祁都命の妹、意祁都比売命。意祁都の三字を以るよ。を娶して、生みませる御子、王子坐王。一柱、此の天皇の御子等、并せて五柱なり。男王四、(中略)次に日子坐王、(中略)又其の母の弟袁祁都比売命を娶して、生める子、山代之大筒木真若王。(中略)凡そ日子坐王の子、并せて十一王なり。(中略)次に山代之大筒木真若王、同母弟伊理泥王の女、丹波能阿治佐波毘売を娶して、生める子、迦邇米雷王。迦邇米の三字は音を以るよ。此の王、丹波の遠津臣の女、名は高材比売を娶して、生める子、息長

宿祢王、此の王、葛城の高額比売を娶して、生める子、
息長帯比売命。次に虚空津比売命、次に息長日子王。
三柱、此の王は、吉備の品。又息長宿祢王、河俣稻依毘売
遲臣、針間の阿宗君の祖。又息長宿祢王、河俣稻依毘売
を娶して、生める子、大牟牟坂王。多牟の二字は音を以
国造の祖なり。(後略)

一六 田道間国造日下部足尼家譜大綱(抄) 粟賀神社蔵

若倭根日子日子大毘毘尊

—日子坐王命

若倭根子日子大毘々尊第三皇子、御母丸迹臣祖

日子国意祁都命ノ妹意祁都媛命、瑞籬宮朝廷十

年山陰道將軍ニ叙セラレ玉ヒ、丹波国ニ至リ土

蜘蛛耳御笠匹女等ヲ討シ尋テ山陰ノ諸国ヲ巡按

アラセラレ、十一年四月其平定ノ状ヲ奏シ給ラ、

是ニ至テ山陰道皇化ニ帰ス、

其御在職齡寿永久ニシテ耆百四十余年ニ到リ、

纏向珠城宮八十四年九月九日薨、御寿二百有奈

歳、多遲摩国阿波賀郷鴨ヶ端ノ丘陵ニ葬ル、兆
域東二十八間・西十一間・南十一間・北九間、
高直徑三間九分、周囲五十七間、守戸二烟、

—大俣王

(中略)

—山代之大筒木真若王

—比古意須王

—伊理泥王—泥能阿治佐波比売

右三柱母哀祁都比売命

亦名加迹米雷王

若筒木王

母泥能阿治佐波

毘売

亦名船穗足尼命

息長宿祢王

母丹波之遠津臣

之女高材比売

志賀高穴穗朝廷

—息長帯比売命 筑後国糟屋郡香椎宮
但馬国朝来郡当勝神社
同 国養父郡屋岡神社

御母但馬比多訶ノ女葛城之高額比売命ニシテ幼カリシ

程ヨリ其性聰明ク容貌最ト壮麗シク坐シ、御歳

二十四長九尺、時足仲彦天皇大皇后ニ備リ玉ヒ、

摂政六十九年四月十七日磐余稚桜宮ニ崩、御寿一百余

歳、狭城盾列池上ノ陵ニ葬リ、延暦年間平安朝廷ヨリ

神功皇后ト諡シ給フ、

—虚空津比売命 肥前国佐賀郡河上神社
母同上

息長日子王
 母同上
 但馬国造ニ任ス、
 大多牟坂王
 母河俣依桶毘売

吉備品遲君
 針間阿宗君等ノ祖
 兄坂田垂根君
 船穂足尼
 定賜但馬国造、
 真穂若比売 三宅連祖忍立妻
 右三人母但馬久流比売、但遲麻毛
 理ノ女

阿佐古乃君
 亦曰赤淵乃君
 太尼牟古乃君
 一云、忍波

小忍乃君
 家居且波余
 佐郡日置里
 水江里

日下部首
 泊瀬朝倉宮朝廷二十
 二年往常世国、一
 日水江浦島子乘船逢
 来山視仙宮曹而不
 婦、又丹後旧事記曰
 雄略天皇二年戊戌秋
 七月仙亀ニ伴レ到
 逢来宮、淳和天皇二
 十二年旧府水江ニ婦
 リ死ス、年問三百四
 十七年

天命開別天皇養父耶
 任大領 後任 田道間国造、

日下部表米
 豊浦宮朝廷三十五丁亥歳誕生、其人ト為リ英智アリテ
 殊武道ニ長ス、天命開別天皇朝二年三月上毛野稚君ニ
 随從シテ新羅ヲ討テ功アリ、和銅七甲寅年三月十五

日逝去、寿八十八、國中ノ万姓哀慕シテ息マス、終ニ
 加納ケ丘ニ葬リ表米神社ト祝称ス、後爵禄ヲ賜フ、
 (後略)

粟賀大明神元記 (抄) 九条家文書 宮内庁書陵部蔵

新羅將軍正六位上神部直根閑謹言、請ニ官符ニ事

依ニ 勅宣旨、勸注言上、但馬国鎮守阿米美作利命
 粟賀大明神元記

神祖伊佐那伎命与ニ妹伊佐那美命ニ二神相生之□

合参神

大日神

次月神

次素佐乃乎命

○以下竖系図 (中略)

娶ニ佐志久斯布刀比売之女佐志久斯和可比奴売
 一名大物主、亦名意富阿那母知命、亦名名葦原
 (色表命) (術カ)

一 生兒大國主命

亦名八千稚命、亦名宇都志國玉命、亦名幸御魂辭代主命、亦名八嶋男命、亦名大己貴命、亦名八千弟命、

(中略)

坐三天止牟移比売一

坐粟賀太社

生兒阿米弥佐利命

(中略) 此賀茂朝臣等祖

一大鴨積命

(女也) 此大神朝臣等祖

二 大支主命

(色想) 美作國大庭郡神直、石見國大市郡神直、的大神直、倭三小部、吉備國品治部鞆浦郡等上祖者矣、

三 太多彦命

但馬國朝來郡粟賀神部直

右多太彦、磯城瑞籬宮御宇初國所知御間城入彦五十瓊

殖天皇御世、國々荒振人等令平服、以大國主神御

魂荒召着於梓楯大刀鏡、遣於西國、于時初貢男女

之調物、即但馬國朝來郡粟賀村宿住矣也、上件太多彦

命御葬在美作國大庭郡米木原、

四 意富弥希毛知命神人部祖、淡路國三原郡幡多郷神人部川成、并以上四人者太田々祢古命之兒也、

母曰穗積朝臣等祖内醜男命之女玉降姬命
兒大彦速命

右大彦速命、卷向珠城宮御宇活目入彦五十狹弟天皇御

代、但馬國粟嶺荒振坐大神在云、大國主神御子天美

佐利命、形如雲紫、化懸於虛中、然自由坂通往還

十人往來五人殺、今五人往、廿人往來、十人殺、

今十人往、如是狀不一二、遍經數年、于時大彦速

心中恐懼、祭望於朝廷、此神狀申頭伎、即朝廷雜幣

帛給鎮祭伎、又粟賀嶺白鹿角間粟生在伎、仍字為粟

鹿大神、即民得安樂、國內無災難、又五穀登穗矣、

(二代略) 一 兒神部直速日

母曰倭三川君等上祖角大草命之女
浦稚姬命

右人磯香高穴穗宮御宇稚足彦天皇御

世、依神拜祭、神部直姓給伎、又但

馬國々造定給伎、即祭主以上非頭、

兒神部直忍

母曰物部連小事之女意富安姬命、

右人磐稚椋宮御宇息長大足姬天皇御世、但馬國人民衆

鹿大神荒術魂召着於船鼻、伝百齋奉仕、然返祭來

時尔同朝廷神事取持奉仕、仍但馬国造止奉仕定給賜、
 又給^(禮)神宝楯二面・大刀二柄・鏡二面・頸玉一箇・手玉
 一箇・足玉一箇、神田七十五町九段百八十步・神戶二
 烟、上件物給^(善)粟鹿大神・宝藏立神宝物畜積、始祭主忌
 始、上呼十一月寅日、中呼子日、下呼十二月申日祭鎮、

兒神部直伎聞

母曰^(足姬カ)姨同物部連小事之女子小安姬命、
 右人粟鹿大神祭主奉仕、

(六代略) 兒神部直根閉

右人後岡本朝廷御宇^(天智)天豐財重日姫定天皇^(足姬カ)
 御宇時、但馬国民率、新罷誅仕奉、即返
 参来、同朝廷御宇、始叙^(天智)朝来郡大領、司
 所擬仕奉、又近江大津宮御宇天命開別天
 皇御世、庚午籍勘造日依^(具カ)書算知、而国政
 取持、国造懸領并殿民源之是非勘定注朝
 庭進、即庚午年籍粟鹿郷上戸主神部直根
 閉年卅矣、神戶里切分奉九条三里田四里
 田已^(也カ)十条四里田五里田六里田十一條二
 里田已^(也カ)、野山林已^(也カ)、

右根閉氏大明神天美佐利命者、神氏最初之天降人皇治
 化之崇基也、此境山陰道但馬州朝来郡粟鹿郷也、尔時
 山海混沌、煙雲闇靄、庶民漸事人王、神靈未入皇
 婦、吾親皇命振^(願カ)固洲天下御坐名曰^(也)粟鹿大明神也、
 花夷未^(願カ)須之時、荆樹点瑞之処、天下俄陰雲、霖雨久、
 洪水饑餓疾癘、生者流亡時焉、朝^(延)廷驚奇便下勅宣天
 文陰家勘^(陽脱カ)奏占諳、大田彦子天美佐利、依未^(也)受^(也)公崇、
 忽致此怪災也云々、仍下勅宣^(也)忽建^(也)宝殿、十二箇所
 別社、神戶二烟、神田七十五町五段百八十步、則定^(也)神
 立氏并祝部氏、請^(也)下大和国大明神氏人等也、随則四
 季八節之禁忌月供日之定、種々神宝一々礼祭、自尔
 天下豊登、人民安平、是則一天之乃定、百王之長婦也、
 我大明神天降之時、十一代後根閉今生^(也)氏中已勤^(也)神
 事、為^(也)業者武略也、抑新羅州奉^(也)為我朝、悉有^(也)虜掠之
 心、恒成^(也)度海之計、數率^(也)屯兵、常以合戰、神代当初
 人皇次後已此兵難更以^(也)絶間者、亦起^(也)来世災^(也)何競、
 于^(也)時根閉生年三十也、親被^(也)本朝之勅、遠对^(也)異域之

将一、生命不_レ顧、戰勝無_レ眠、遂而伐_二獲彼王軍_一也、雲濤万里、自得_二龜鼈之扶_一、弓矢千陳、軼使_二猿鴈_一、而泣渡_レ海登_レ涯、忍寒忘_レ苦、彼舟帆飛而遁者、則是大王雄風之徳也、弦管指而中者、豈非_二明神靈鑄之感_一乎、勤王之忠爰顯、將軍之号因蒙、忝思_二鳳闕之長_一、今遠伝_二勲功之難_一、古護_レ国平_レ世蔓_レ讐除_レ尤、凡以_二我氏大明神通化威験_一而已、(中略)

〔追筆〕
〔元明天皇〕
和同元年歲次戊申八月十三日 筆取 神部八島

勸注言上正六位上新羅將軍神部直根閉
(後略)

三 新撰姓氏錄 第八卷・第十三卷

撰津国皇別 起_二川原公、尽_二車持公、廿九氏、

(中略)
日下部宿禰

出_レ自_二開化天皇皇子彦坐命_一也、日本紀合、
(以上 第八卷)

(中略)
左京神別下 起_二伊勢朝臣 尽_二石辺公、廿氏、

但馬海直

火明命之後也、

(以上 第十三卷)

三 日本書紀 卷第九 神功皇后撰政前紀

氣長足 姫尊 神功皇后

氣長足姫尊は、稚日本根子彦大日日天皇(開化天皇)の曾孫、氣長宿禰王の女なり、母をば葛城高瀨媛と曰す。足仲彦天皇(仲哀天皇)の二年に、立ちて皇后に為りたまふ。幼くして聡明く叡智しくいます。貌容壯麗し。父の王、異びたまふ。

三 日本書紀 卷第十三 允恭天皇二年二月十四日

二年の春二月の丙申の朔、己酉に、忍坂大_二中姫を立てて皇后とす。是の日に、皇后の為に刑部を定む。

皇后、木梨輕皇子・名形大郎皇女・境黑彦皇子・穴穗天皇(安康天皇)・輕大娘皇女・八鈞白彦皇子・大泊瀬稚武天皇(雄略天皇)・但馬橋大娘皇女・酒見皇女を生れませり。(後略)

二 古事記 下巻 允恭天皇段

此の天皇、意富本杼王の妹、忍坂の大中津比売命を娶して、生みませる御子、木梨之輕王。次に長田大郎女。次に境の黒日子皇子。次に穴穗命(安康天皇)。次に輕大郎女。亦の名は衣通郎女は、御名を衣通王と負はせる所以出づればなり。次に八爪の白日子王。次に大長谷命(雄略天皇)。次に橋大郎女。次に酒見郎女。柱凡そ天皇の御子等、九柱なり男王五、女王四、

三 続日本紀 和銅元年六月丙戌(二十五日)

壬戌朔(廿五) 六月丙戌、三品但馬内親王薨、天武天皇之皇女也、

三 続日本紀 養老三三年六月丙子(十九日)

丙子、(中略) 從四位下但馬ノ女王卒ス、

二七 日本三代実録 貞觀十七年十月八日丁巳

(前略) 但馬国節婦美舍郡人日置部小手下叙二位二階、小手下年十六、適權大領外從八位上日下部良氏、年廿九夫亡、守節不_レ移、無_レ意_三再醮_一、及_レ至_三晚齡_一、執志弥固、郷党推敬、故褒美焉、

○美舍郡人と明記してあるが、通史編の本文(一六三べ一シ)で触れたので、参考のために掲出する。

3 律令制下の但馬

二六 延喜式 卷第二十二 民部上

(前略)

山陰道

○丹波・丹後二国省略

但馬	朝来	養父	出石	気多
国	キフサキ	ヤフ	イツシ	ケ
上管	城崎	美含	二方	七美
キフサキ	シツキ	ミクミ	フタカタ	シツミ

○因幡国省略

右為三近国、

(中略)

凡位田者、各為二分、一分給畿内、一分外国、其一

処所置、不得過三十町、(中略)

凡但馬・紀伊・阿波等国、不得置位田、

元 官位令 第一

(前略)

従五位

(中略)

上国守

じょうこくのかみ

○大國の守は従五位の上階だが、上國の守

は従五位の下階になる。

従六位

(中略)

上国介

じょうこくのかい

(中略)

○大國の介、中国の守は正六位の下階、上國の介は従六位の上階、下國の守は従六位の下階。

従七位

(中略)

上国掾

じょうこくのかみ

(中略)

○大國の大掾は正七位の下階、上國の掾は大國の少掾とともに従七位の上階。

従八位

(中略)

上国目

じょうこくのみ

(中略)

○大國の大目は従八位の上階、上國の目は大國の少目とともに従八位の下階。なお、中国の目は大初位の下階、下國の目は少初位の上階となっている。

三 職員令 第二

大國

守一人。掌らむこと、祠社のこと、戸口の簿帳、百姓を字

養せむこと、農桑を勧め課せむこと、所部を糺し察むこと、

貢奉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、

器仗、鼓吹、郵驛、伝馬、烽候、城牧、過所、公私の馬牛、

關遺の雜物のこと、及び寺、僧尼の名簿の事、余の守此に准

へよ。(中略) 介一人。掌らむこと守に同じ。余の介此に准

へよ。大掾一人。掌らむこと、国内を糺し判らむこと、文

案を審署し、稽失を勾へ、非違を察むこと、余の掾此に准へ

よ。少掾一人。掌らむこと大掾に同じ、大目一人。

掌らむこと、事を受けりて上抄せむこと、文案を勸署し、稽

失を檢へ出し、公文読み申さむこと、余の目此に准へよ。少

目一人。掌らむこと大目に同じ。史生三人。

上国

守一人。介一人。掾一人。目一人。史生三人。

中國

守一人。掾一人。目一人。史生三人。

下國

守一人。目一人。史生三人。

大郡

大領一人。掌らむこと、所部を撫養せむこと、郡の事檢へ

察むこと、余の領此に准へよ、少領一人。掌らむこと大領

に同じ、主政三人。掌らむこと、郡内を糺し判らむこと、

文案を審署し、稽失を勾へ、非違を察むこと、余の主政此に

准へよ、主帳三人。掌らむこと、事を受けりて上抄せむこ

と、文案を勸署し、稽失を檢へ出し、公文読み申さむこと、

余の主帳此に准へよ。

上郡

大領一人。少領一人。主政二人。主帳二人。

中郡

大領一人。少領一人。主政一人。主帳一人。

下郡

大領一人。少領一人。主政一人。主帳一人。

大領一人。少領一人。主帳一人。

小郡

領一人。主帳一人。

軍団

大毅一人。掌らむこと、兵士を檢校せむこと、戎具充て備へ

むこと、弓馬調習せむこと、陳列を簡閱せむ事、少毅二人。

掌らむこと大毅に同じ、主帳一人。校尉五人。旅帥十人。

隊正廿人。

凡そ国博士、醫師は、国別に各一人。其れ学生は、

大国に五十人、上国に卅人、中国に卅人、下国に廿人。

医生は各五分が四を減せよ。

三 律書殘篇 天平九年以前

但馬国郡九、郷五十八、里百七、守、介、掾、大少目、五位以下六位以上也、

(後略)

三 延喜式 卷第十一 大政官

凡新任国司赴任者、伊賀・伊勢・近江・丹波・播磨・

紀伊等六国、並不給食馬、志摩・尾張・参河・美濃・

若狭・越前・丹後・但馬・美作・淡路等十国、准位

給食并蒔、(後略)

三 戸令 第八

凡そ戸は、五十戸を以て里と為よ。里毎に長一人置け。

掌らむこと、戸口を檢校し、農桑を課せ殖多しむこと、非違

を禁め察む、賦役を催し駆はむこと、若し山谷阻り險しく

して、地遠く人稀らならむ処には、便に随ひて量り置

け。

凡そ郡は、廿里以下十六里以上を以て、大郡と為よ。

十二里以上を上郡と為よ。八里以上を中郡と為よ。四

里以上を下郡と為よ。二里以上を小郡と為よ。

(後略)

三 令集解 卷十三 賦役令

凡調庸物、毎年八月中旬起輸、(中略)近国十月卅日、
中国十一月卅日、遠国十二月卅日以前納訖、古記云、近

程若為、答、依_レ民部省式、近国^{十七}、伊我・伊勢・尾張・參
河・丹波・因幡・備前・阿波・紀伊・讚岐・近江・三野・若
狭・但馬・播磨・淡路国也、中国十四、遠江・伊豆・相模・
信野・越中・駿河・甲斐・々々太・越前・伯耆・出雲・備中・
伊予・備後国也、遠国十六、上総・常陸・武藏・下総・上野・
下野・陸奥・佐渡・周防・石見・土左・越後・安芸・長門・
隱岐・^{々々}紫国也、穴云、問、畿内京戸調何処分、答、亦注_三戸
主姓名、及以_三国職印、々々上、但百姓八月中旬起輸訖、近国
十月卅日入_レ官、宜_レ放_三近国、以_三十月入_レ期也、其調糸、七
或云、以前納訖、答、納_三京了也、此云在_三跡後、
月卅日以前輸訖、(後略)

三 延喜式 卷第二十三 民部下
年料春米

○伊勢・尾張・參河・近江・美濃・若狭・越前・加賀・丹
波・丹後の十か国省略。

但馬国大炊五
百石

○因幡・播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・紀伊・讚
岐・伊予・土佐の十一か国省略。

右廿二国各以_三正税_二春運、白米送_三大炊寮、黒米送_三
省及内藏寮、其運送係夫並給_三路粮、

凡諸国春米運_レ京者、伊勢・近江・丹波・播磨・紀伊
等国二月卅日以前、尾張・參河・美濃・若狭・越前・
加賀・丹後四月卅日以前、但馬・因幡・美作・備前・
讚岐六月卅日以前、備中・備後・安芸・伊予・土佐八
月卅日以前、並送納訖、若有_三未進_二者、准_レ教奪_三專当
郡司職田直、若不_レ足者、亦没_三国司公廩、

(中略)

年料別納租穀

○伊賀・伊勢・駿河・伊豆・甲斐・相模・武藏・上総・下
総・常陸・信濃・上野・下野・能登・越中・越後・丹後
の十七か国省略。

但馬国九石

○因幡・伯耆・出雲・石見・長門・紀伊・淡路の七か国省
略。

右廿五国各別納租穀内、随ニ官符到、充ニ位禄・季禄・衣服等料、

年料別貢雜物

○伊賀など二十六か国省略。

但馬国 筆八十管、紙麻七十斤、馬革十一張、

○因幡など十六か国と大宰府省略。

右別貢雜物並依ニ前件、自余雜菜見ニ典菜式、其運送

係夫各給ニ路糧、

(中略)

諸国貢ニ蘇番次

(中略)

右八箇国(伊勢・尾張・参河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模)為ニ第一番、丑未年

(中略)

右六箇国(伊賀・武藏・安房・上総・下総・常陸)為ニ

第二番、寅申年

(中略)

右八箇国(近江・美濃・信濃・上野・下野・若狹・越前・加賀)為ニ第三番、卯酉年

(中略) ○能登・越中・越後・丹波・丹後五か国。

但馬国十一壺三口各大一升、八口各小一升、

(中略) ○因幡・伯耆・出雲・石見四か国。

右十箇国為ニ第四番、辰戌年

(後略) ○太宰府を第五番、播磨など山陽・南海道の十四か国を第六番子午年とする。

凡諸国貢ニ蘇、各依ニ番次、当年十一月以前進了、但

出雲国十二月為ニ限、輪転随ニ次、終而復始、其取ニ得乳ニ者、肥牛白大八合、瘦牛減ニ半、作ニ蘇之法、

乳大一斗煎、得ニ蘇大一升、但飼ニ秣者頭別日四把、

(中略)

交易雜物

(中略)

但馬国 絹七百卅七疋、糸一千斤、蛤皮一百五十斤、醬大豆廿六石、隔ニ三年進ニ醬大豆五十、

(中略)

右以正税^三交易進、其運功食並用正税^一、(下略)

三 延喜式 卷第二十四 主計上

凡貢夏調糸^二者、伊賀三百紵・伊勢八百八十紵^白・参河二千紵^{犬頭}・越前一百紵・安芸五百紵・阿波一千五百紵並七月卅日以前納訖、

(中略)

右十二国(五番目に「但馬」がある)並上糸、

(中略)

右廿五国中糸(「但馬」なし)

(中略)

右十一国籠糸(「但馬」なし)

(中略)

右廿九国(十五番目に「但馬」がある)輸絹、

(中略)

右十国(「但馬」なし)輸純、

(中略)

但馬国^{行程上七日、下四日}

調、九点羅二疋、一窠綾十三疋、二窠綾九疋、三窠綾三疋、薔薇綾四疋、白絹十疋、緋帛卅疋、縹帛十五疋、皂帛五疋、帛三百卅疋、自余輸絹、庸、韓櫃十合^{塗漆^五、白木^五合}、自余輸絹、中男作物、黄蘗二百斤・紙・漆・胡麻油・椴椒油・搗栗子・煮塩年魚・雜腊・鮫皮・海藻、

(後略)

三七 延喜式 卷第二十六 主税上

諸国出举正税公廩雜稻

(中略)

但馬国正税、公廩各卅四万束、国分寺料二万束、文殊会料二千束、修理池溝料二万束、救急料一万八千束、

(中略)

凡檢損并不堪佃田賑給疫死等使程限、^{○山城以下十一か国}(中略)但馬(中

○因幡以下十八か国
略)等国、損田百日、不堪佃田八十日、(中略)土佐等
国、損田百廿日、不堪佃田百日、(中略)薩摩等国、損
田八十日、不堪佃田六十日、(中略)其賑給、疫死並
准不堪佃田、

(中略)

禄物働法

(中略)

丹波・(中略)・淡路十一箇国絹五十五束、糸八束、鉄

六束備後国糸、但馬・備中両国絹五十五束、糸八束、鉄

五束、(中略)

駄馬直法

畿内国上馬二百五十束、中馬二百束、下馬一百五十束、

伊賀・志摩・近江・飛驒・若狭・丹波・丹後・但馬・因

幡・伯耆・備前・備中・備後・阿波等十四国、上馬三

百束、中馬二百五十束、下馬二百束、其伝馬直者、各通減五十束、余国准此、

(中略)

駄馬死損

○河内以下二十五か国○因幡以下二十三か国
山城・(中略)・但馬(中略)等五十国、十分許_三損二分、
志摩・(中略)等十三国、十分許_三損二分、

(中略)

諸国運漕雜物功賃

(中略)

但馬国、_三廿四束、

(中略)

右運漕、功賃並依前件、其路糧者各准_レ程給、上

人日米二升、塩二勺、下人減_レ半、

三 弘仁式 主税

但馬国、正税公廨各卅四万束、国分寺料四万束、

(中略)

駄馬直法

畿内国、上馬二百五十束、中馬二百束、下馬一百五十

束、伊賀・志摩・近江・飛驒・若狭・丹波・丹後・但

馬・因幡・伯耆・備前・備中・備後・阿波等十四国、

上馬三百束、中馬二百五十束、下馬二百束、其伝馬直者、各通減五十束、余国准此、

(中略)

馬馬死損

山城・河内・摂津・和泉・伊賀・伊勢・尾張・参河・遠江・駿河・甲斐・相模・安房・上総・近江・美濃・飛驒・信濃・上野・下野・出羽・越前・越後・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・紀伊・阿波・伊予・土佐・筑前(後欠)

三 延喜式 卷第二十八 兵部・隼人

諸国健兒

(中略)

○陸奥国の三三四人を最多とし、和泉国の二〇人を最少とする。

但馬国五十人

(中略)

諸国器仗

(中略)

但馬国甲三領、横刀八口、弓廿張、征箭廿具、胡繚廿具、

(中略)

右毎年所造具依前件、其様仗者、色別一箇附朝集使進之、但其伊賀・伊豆・飛驒・能登・土佐等国不在進限、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向等国送太宰府、府官勘校貯納府庫、具録色目、附朝集使申送、

(中略)

諸国駅伝馬

(中略)

但馬国駅馬 粟鹿・郡部・養耆各八疋、山前五疋、而治・射添各八疋、春野五疋、
二方・七美 郡各五疋、
伝馬 朝来・養父・

(後略)

四 延喜式 卷第三十一 宮内省

諸国例貢御贄

(中略)

但馬、搗栗子、甘葛煎、鮭、年魚、生鮭、穉海藻、

(中略)

右諸国御贄、並依前件、省即檢領、各付所司、例貢御贄、直進内裏、其甲斐・相模・信濃・太宰等返抄、申官行下、納贄殿、自余諸国省与返抄、

(後略)

四 延喜式 卷第三十三 大膳下

諸国貢進菓子

(中略)

但馬国、搗栗子七斗、甘葛煎、

(中略)

右依前件、其效臨、時増減、随到檢収附内膳司、但甘葛煎直進藏人所、

三 延喜式 卷第三十七 典葉寮

諸国進年料雜菜

(中略)

但馬国廿一種

黄連十八斤三兩、白芷三斤五兩、前胡・杜仲・細辛各一斤十兩、独活・藍漆・滑石各五斤、白朮・藁本各二斤十兩、石斛十斤九兩、升麻六斤十兩、当歸十斤、樞子四斗、薯蕷・蜀椒・栢子仁各一斗、桃仁一斗五升、麥門冬八升、牡荊子三升、白殭蚕二兩、

(後略)

○諸国に課せられた菜種は、次表の如くである。

前備	40	後越	7
中備	42	賀加	7
後備	28	陸奥	6
安芸	32	能登	5
伊紀	35	佐渡	4
伊波	33	河内	3
讚岐	47	出羽	2
伊予	32		
〈少ない例〉			
山城	32		
和津	38		
大摄	44		
伊賀	23		
伊勢	50		
尾張	46		
相模	32		
武蔵	28		
下総	36		
常陸	25		
近江	73		
美濃	62		
若狭	24		
丹波	43		
丹後	24		
出雲	53		
播磨	53		
美作	41		

三 延喜式 卷第三十九 正親内膳

(内膳司) 年料 (中宮御贄)

(中略)

但馬国、禰海藻四担十六籠、生鮭三担十二隻、三度、鱒年魚二銜、山薑一斗五升三度、

(中略)

右諸国所_レ貢、並依_ニ前件_一、仍收_ニ贄殿_一、以擬_ニ供御_一、
但腹赤魚
收_ニ司家_一、

(後略)

四 延喜式 卷第四十九 兵庫寮

凡諸国所_レ進修理甲_ニ料、馬革者、尾張六張、近江十七張、美濃廿四張、但馬十一張、播磨卅二張、阿波十張、並以_ニ駅伝牧等死馬皮_一、ツクダマ熟而送_レ之、若不_レ足者、買備滿_レ数、

(後略)

○以上、律令制のあらましを示す主な史料を掲出した。以

下、年代順にその運用の実際を示す史料を掲げる。

五 続日本紀 大宝元年三月壬寅(二十九日)

賜_ニ右大臣從二位阿倍朝臣御主人、綿五百疋、糸四百絢、布五千段、釜一万口、鉄五万斤、備前・備中・但馬・安芸国田廿町、

六 続日本紀 大宝元年八月辛酉(二十一日)

參河・遠江・相模・近江・信濃・越前・佐渡・但馬・伯耆・出雲・備前・安芸・周防・長門・紀伊・讚岐・伊予十七国蝗、大風壞_ニ百姓廬舍_一、損_ニ秋稼_一、

七 続日本紀 慶雲三年二月庚子(二十六日)

京及畿内盜賊滋起、因差_ニ強幹人_一、悉令_ニ逐捕_一焉、是日、甲斐・信濃・越中・但馬・土佐等国一十九社、始入_ニ祈年幣帛例_一、其神名具_ニ神祇官記_一

哭 続日本紀 和銅元年七月丁酉(七日)

但馬・伯耆二国疫、給_レ葉療_レ之、

咒 続日本紀 和銅元年十一月己卯(二十一日)

大嘗、遠江・但馬二国供_レ奉其事、

○「扶桑略記」和銅元年十一月には、近江・但馬二国が大嘗会に供奉したと誤っている。

吾 続日本紀 和銅元年十一月乙酉(二十七日)

神祇官及遠江・但馬二国郡司、并国人男女惣一千八百五十四人、叙_レ位賜_レ禄各有差、

五 続日本紀 和銅五年七月壬午(十五日)

令_三伊勢・尾張・參河・駿河・伊豆・近江・越前・丹波・但馬・因幡・伯耆・出雲・播磨・備前・備中・備後・安芸・紀伊・阿波・伊予・讃岐等廿一国、始織_中

綾錦_中

三 続日本紀 和銅六年十一月丙子(十六日)

但馬国献_二白雉_一、

三 続日本紀 靈龜二年十一月辛卯(十九日)

大嘗、親王已下及百官人等、賜_レ禄有_レ差、由磯遠江・

須磯但馬国郡司二人進_二位一階_一、

吾 続日本紀 養老三年七月庚子(十三日)

始置_二按察使_一、(中略)丹波国守正五位下小野朝臣馬養、管_二丹後_一・但馬・因幡三国、(中略)其所_レ管国司、若有_三非違及侵_二漁百姓_一、則按察使親自巡省、量_レ状黜陟、其徒罪以下断決、流罪以上録_レ状奏上、若有_三声教条々_一、脩_二部内_一肅清、具記_二善取_一言上、

五 続日本紀 養老六年八月丁卯(二十九日)

伊勢・志摩・尾張・参河・遠江・美濃・飛驒・若狭・越前・丹後・但馬・因幡・播磨・美作・備前・備中・淡路・阿波・讃岐等国司、先是、奉使入京、不聽乘_レ駅、至是始聽_レ之、但伊賀・近江・丹波・紀伊四国、不_レ在_ニ茲限_一、

癸 続日本紀 養老七年二月癸亥(二十八日)

但馬国人寺人小君等五人、改賜_ニ道守臣姓_一、

壬 続日本紀 神龜三年八月乙亥(二十日)

太政官処分、新任国司向_レ任之日、伊賀・伊勢・近江・丹波・播磨・紀伊等六国不_レ給_ニ食馬_一、志摩・尾張・若狭・美濃・参川・越前・丹後・但馬・美作・備前・備中・淡路等十二国並給_レ食、自外諸国、皆給_ニ伝符_一、

(中略) ○太宰府と部下の諸国五位以上に伝符を給付する。

自外随_レ使駕_レ船、縁路諸国、依_レ例供給、史生亦准_レ此(便カ)

焉、

丙 続日本紀 天平六年正月癸亥(一日)

但馬・安芸・長門等三国各獻_ニ木連理_一、

五 但馬国正税帳 天平九年 「正倉院文書」第廿九卷

(雜目裏書) ○「目坂上」の字面に「但馬国印」一あり。
「從七位下行目坂上忌寸人麻呂」

旧塩耆拾捌斛式斗肆升玖合(別筆) ○以下同

旧酒式拾伍斛肆斗玖升式合「加末多知」 糟捌斛

依_ニ天平九年五月十九日恩 勅、賑_ニ給高年及鰥寡

悖独之徒合耆阡式伯耆拾老人、穀肆伯捌拾捌斛

肆斗、九十歳十人、々別八斗、八十歳以下一千二百一人、々別四斗、

雜用穎稻式万柒仟柒拾式束捌把

酒耆拾斛参斗式升陸合

「加末多知」 賑_ニ給疫病者一千六 糟捌斛 百人、々別五合、

末醬式升伍合陸夕供養料

醬伍升壹合陸夕供養料

塩肆斗捌合壹夕

年料春白米參伯斛、充_二稻陸仟束_一

副庸進春米壹伯斛、充_二稻貳仟束_一

依_二民部省天平九年二月十日符、進_三上嶋宮奴婢

食米參拾斛、充_二稻陸伯束、

依_二民部省天平九年十一月十二日符、進_三上官奴

婢食米參拾斛、充_二稻陸伯束、

醬豆貳拾陸斛充_二稻貳伯捌拾陸束_一 斛別十束

御履牛皮貳張充_二直稻壹伯玖拾束_一 一張百束 一張九十束

〔都我不〕番匠丁糧米壹伯陸斛肆斗充_二稻貳仟壹伯貳拾

捌束 匠丁十二人、起_二正月一日迄_三九月廿九日、

合二百六十五日、單三千百八十日、食料米六十三斛六斗、

人別二升、

○紙面に「但馬國印」二三あり。

造難波宮司雇民食料 雜貳伍斛、充_二稻壹伯伍拾束_一 斛別卅束

正月十四日読経供養料、充_二稻伍拾貳束玖把_一

読経貳部 金光明經八卷 読僧壹拾捌口 最勝王經十卷

仏聖僧貳座合式拾驅供養料

飯料米肆斗充_二稻捌束_一

〔加由〕粥料米陸升充_二稻壹束貳把_一

〔阿米〕糲料米壹升充_二稻貳把_一

〔万米毛知比〕大豆餅肆拾枚料米捌升_々別得_二充_三稻壹束陸把_一

小豆餅肆拾枚料米捌升_々別得_二充_三稻壹束陸把_一

〔伊利毛知比〕煎餅肆拾枚料米捌升_々別得_二充_三稻壹束陸把_一

〔阿米良〕饅餅肆拾枚料米捌升_々別得_二充_三稻壹束陸把_一

○紙面に「但馬國印」一四あり。

朝來郡押坂神戶租代卅九束九把 同郡粟鹿神戶

租代六十六束二把 養父郡養父神戶租代百卅五

束五把 出石郡出石神戶租代四百卅五束六把

依_二太政官天平九年六月廿六日符、賑_三給疫病之徒合壹仟肆伯壹拾貳人、

〔加由阿米〕粥糲料稻壹仟貳 伯貳拾柒束伍把、

一千卅三人、々別一束、 三百六十九人、々別五把、

依_二民部省天平九年十二月八日符、割_三充年料読

經布施料糸式拾肆約、直稻貳伯肆拾束、約別

十束

依_レ令元日設_レ宴充_二稻伍束式把_一

酒式斗陸升

拜朝參国司以下軍數以上、惣廿六人、
々別給米一升、酒一升、

年料条理器仗(短カ) 短甲十三領 箭三百卅一具 大角一口
小角一口 弓五百五十五張 槍七十四

柄 振鼓五面 料雜用充_二稻壹仟壹伯肆拾肆
籩一柄 楯四枚

束

馬皮壹張長四尺七寸直稻壹拾肆束
廣二尺八寸

鹿洗韋參拾參張直稻參伯柒拾束十五張別十二張別十

一束、八張別十束

緋繩壹匹式丈捌尺以_二六丈_一直稻玖拾捌束一匹充_二

六十束

綿壹拾肆斤捌兩小直稻柒拾式束斤別五束

糸肆拾玖斤小直稻肆伯玖拾束斤別十束

布肆端々別四丈直稻壹伯東端別廿五束

金柒塗短甲壹拾參領

式領 各用緋八尺八寸 糸四斤十一兩 鹿皮三張
一丈四尺六寸 綿十三兩

參領 各用緋七尺六寸 糸三斤十四兩 鹿皮三張
布一丈三尺七寸 綿十三兩

參領 各用緋八尺 糸三斤九兩 布一丈二尺
鹿皮三張 綿十三兩

參領 各用緋四尺七寸 糸二斤十三兩 鹿皮二張
布一丈一尺五寸 綿十三兩

老領 用緋四尺八寸 糸三斤六兩 鹿皮二張 布九
尺七寸 綿十三兩 馬皮長二尺六寸橫一尺八寸

老領 无膊覆行(藤) 用緋四尺七寸 糸二斤十四兩 布
九尺五寸 鹿皮一張 綿十三兩

馬皮長二尺一寸廣一尺

造箭參伯參拾壹具料糸式斤壹拾兩具別半分柒篩綿參

斤壹拾伍兩

買立伝馬壹拾式匹直稻參千參伯伍拾束七匹、々別三百五

二百五束

当国所遣_二遣使并壹拾人、將從壹拾伍人、合式拾

伍人、經国单壹伯柒日、使冊日、將從充_二稻參

拾陸束壹把、使別四把將從三把

塩壹升捌合伍撮使別二夕將從別一夕五撮

酒肆斗使別一升

依_レ奉_二式度幣帛_一所_レ遣_二遣使单陸拾日使冊日將從冊日

使從七位下中臣葛連千稻、將從二人、合三人、
使從八位上中連尔伎比等、將從二人、合三人、

二度使並経十日、々別
給米一斗、酒二升

賈_三免罪赦書_一来 馭使单_一 壹拾伍日 使五日
將從十日

丹後国史生正八位上楡前村主稻麻呂、將從二人、
合三人経二日、々別給米五升、酒一升、

送_三因幡国_二当国大毅正八位上忍海部広庭、將
從二人、合三人経三日、々別給米五升、酒一升、

賈_三免罪并賑給赦書_一来 馭使单_一 壹拾貳日 使五日
將從七日

丹後国目正八位上台忌寸国依、將從二人、合三人経
二日、々別給米五升、酒一升、送_三因幡国_二当国史生

大初位上大石村主広道、將從一人、合二
人経三日、々別給米三升五合、酒一升、

賈_三太政官通送免田租詔書_一来 使单_一 壹拾日
使五日
將從五日

丹後国少毅无位丹波直尾嶋、將從一人、合二人経二
日、々別給米三升五合、酒一升、送_三因幡国_二当国少

毅外大初位下品治部君大隅、將從一人、合
二人経三日、々別給米三升五合、酒一升、

賈_三太政官通送疫病者給粥糲料符_一来 使单_一 壹拾日
使五日
將從五日

丹後国与射郡大領外從八位上海直忍立、將從一
人、合二人経二日、々別給米三升五合、酒一升、

送_三因幡国_二当国氣多郡主帳外少初位上桑氏連老、將
從一人、合二人経三日、々別給米三升五合、酒一升、

経過上下伝使肆拾柒人、從壹拾柒人、合陸拾肆人、

单_一 壹伯肆拾肆日 使一百二日、
將從卅二日、

充_三稻伍拾參束肆把_一、使日別四把
將從日別三把

塩式升陸合柒夕 別一夕五撮、將從日
酒_一 斛貳升使日別一升、

赴_三任所_一式箇国伝使单_一 式拾捌日 使四日
將從廿四日

給米肆斗肆升、酒肆升

因幡国守從五位下丹比真人家主、將從九人、合
十人経二日、々別給米一斗五升五合、酒一升、

出雲国掾從六位下県犬甘宿栴麻呂、將從三人、
合四人経二日、々別給米六升五合、酒一升、

上下式箇国中宮職捉稻使单_一 式拾肆日 使十三日
將從十二日

給米肆斗貳升、酒壹斗貳升、
○紙面に「但馬国印」七二あり。

中宮職捉稻_一 国、单_一 式伯肆拾伍日、充_三稻壹伯柒
拾壹束伍把、使日別四把

酒_一 斛肆斗伍升_一 一升 使日別
將從日別三把

舍人少初位上巨勢朝臣長野、將從一人、并二人、依
例出掌事、起_三二月一日迄_三六月廿九日、并百卅八

日、又取納事、起_三九月一日迄_三十二月
月九日、并九十七日、惣_三二百卅五日、

朝集雜掌式人、单_一 參伯玖拾肆日、給_三食稻壹伯壹拾
捌束貳把、人別三把 塩伍升玖合壹夕二人別日一夕

人別日一夕五撮

雜掌二人、起_三天平九年正月一日迄_三五月廿日、并百卅八日、又同年十一月一日迄_三十二月卅日、并五

十九日、合单_三百九十四日料

新任国司老人、比及_三秋收、給_三食料稻參佰老拾參東

陸把、

○紙面に「但馬国印」一五あり。

守外從五位下大津連船人、起_三九月七日迄_三十二月卅日、合百十二日、公麻田二町准_三獲稻_三充_三日別二束八把、

国司巡_三行所部_三老拾老度、官人參拾捌人、將從伍拾

玖人、合玖拾柒人、

經_三单老仟柒伯玖拾伍日、目已上_三二百九十八日、史生四

充_三稻陸伯捌束伍把、史生已上_三七百日、々別四把、將從一千九十五日、々別三把、

酒陸斛老斗玖升陸合、目已上_三二百九十八日、々別一升、史生四百二日、々別八合、

塩參斗肆合式夕_三伍撮、史生已上_三七百日、々別二夕、將從一千九十五日、々別一夕五撮、

春秋式度出_三孝官稻_三巡行官人、单參伯陸拾日、目已上_三五十四日、史生九十

日、將從二百十六日

目一人、將從二人、史生二人、將從二人、醫師一人、將從一人、合九人經十八日、々別給米一斗五升五合、

史生三升四合、夏守一人、將從三人、目一人、將從二人、史生二人、將從二人、合十一人經十八日、々別給米一斗八升五合、酒三升六合、

為_三觀_三風俗_三并問_三伯姓消息_三巡行官人、单老伯玖

拾捌日、目已上_三卅六日、史生卅六日、將從百廿六日

守一人、將從三人、目一人、將從二人、史生二人、將從二人、合十一人經十八日、々別給米一斗八升五合、

酒三升六合

領_三催_三伯姓產業_三巡行官人、单老伯式拾陸日、目已上

史生卅六日、將從七十二日

目一人、將從二人、史生二人、將從二人、合七人經十八日、々別給米一斗二升、酒二升六合、

責_三計帳手実_三巡行官人、单式伯肆拾柒日、目已上

史生五十七日、將從百五十二日

守一人、將從三人、目一人、將從二人、史生二人、將從二人、醫師一人、將從一人、合十三人經十九日、々

別給米二斗二升、酒四升四合、

檢_三校田祖_三巡行官人、单老伯式拾陸日、目已上

生卅六日、將從七十二日

○紙面に「但馬国印」二四あり。

為_二穀穎稻_一巡行官人、单耆伯耆拾弍日、目已上十
日

生卅二日 将
從六十四日

目一人、將從二人、史生二人、合七人
經十六日、々別給米一斗二升、酒二升六合、

檢_二校庸物_一巡行官人、单式伯參拾弍日、目已上卅
二日

生卅二日 将
從百卅七日

守一人、將從三人、目一人、將從二人、史生二人、將
從二人、合十一人經廿一日、々別給米一斗八升五合、

酒三升
六合、

収_二納当年官稻_一巡行官人、单耆伯捌拾玖日、目已
上卅

二日史生廿一日
將從百廿六日

守一人、將從三人、目一人、將從二人、史生一人、將
從一人、合九人經廿一日、々別給米一斗五升、酒二升

合八

依_二例供給尼肆口、单耆仟肆伯耆拾陸日、給_二食糧

伍伯陸拾陸束肆把、起正月一日、尽十二月卅日、合
三百五十四日、々別一束六把、

塩式斗捌升參合式夕尼別日 餽稻式拾捌束參把、以_二
束_一得_二
塩_一一升

依_二例造蘇伍壺小二乳牛耆拾參頭取乳廿日

单式伯陸拾頭、秣稻耆伯肆束、牛別日
四把

依_二大政官天平九年四月廿八日通送符_一、買進上奴

耆人直稻耆仟束、

依_二民部省天平九年十月五日通送符_一、買充神戶調

繩參拾參匹參丈、直稻弍仟耆拾束、匹別六十束

朝来郡粟鹿神戶調繩二匹四丈五尺、直稻百六十五束、
同郡押坂神戶調繩三匹一丈五尺、直稻百九十五束、養

父郡養父神戶調繩六匹四丈五尺、直稻四百五束、出石
郡出石神戶調繩廿匹四丈五尺、直稻一千二百卅五束、

運_二雜物_一向_二京夫耆仟陸拾人_一 行程耆拾日向_二京六
日選國

日四

往還单耆万陸伯日向_二京六千三百六十日
選國四千二百卅日 充_二稻參

仟參伯玖拾弍束選_二京日別四把、
選_二國日別二把、

○紙面に「但馬國印」三〇あり。

造難波宮司雇民食貽伍斛、運担夫弍拾捌人、

盛缶耆拾肆口、一十三口別、納三斗六升、
一口、納三斗二升、缶別充_二担夫二人

醬大豆弍拾陸斛 運馱耆拾陸匹々別一斛

牽夫耆拾陸人 担夫弍拾人々別荷五斗 合夫

參拾陸人

蘇伍壺、担夫老人、

御履皮式張、担夫式人、

○紙面に「但馬国印」八あり。

杏 金光明寺造物所注文 年未詳十二月二十二日

〔正倉院文書〕

綿卅九匹廿匹伊世十九匹近江但馬 交易布廿段

白綿廿屯 長布卅九匹并大伴若子借用料

薪并炭分一百廿三文 又海藻三古

綿八十八匹三丈

綿一百八十斤 長布十八匹

(中略)

十二月廿二日

令史小野朝臣国方

川内頂在此中

六一 法隆寺伽藍縁起并流記資財帳 天平十九年二月十一日

法陸寺 (三綱言) 上

伽藍縁起并流記資財事

(中略)

合庄庄倉捌拾肆口 屋老佰拾壹口

(中略)

合食封式佰戸永年者在四国

播磨国揖保郡林田郷五十戸 但馬国朝来郡牧田郷五十戸

相模国足下郡倭戸郷五十戸 上野国多胡郡山部郷五十戸

右、天平十年歲次ニ戊寅ニ四月十二日、納賜平城(聖武)

宮御宇 天皇者、

(中略)

牒、以去天平十八年十月十四日、被僧綱所牒(應)稱、

寺家縁起并資財等物、子細勘録、早可牒上ニ者、謹

依牒旨、勘録如前、今具事状、謹以牒上、

天平十九年二月十一日 都維那僧靈尊

(中略) ○僧名五人

僧綱、依三綱牒、檢三件事ニ記、仍為恒式ニ以伝遠代ニ

謹請_レ紹_レ隆_レ弘_レ法_一、將_レ護_レ天_レ朝_一者矣、

天平廿年六月十七日佐官業了願清

大僧都法師行信

佐官業藥師寺主師位僧勝福

佐官業興福寺師位僧永俊

佐官 師位 僧惠徹

佐官業了 僧臨照

○朝來郡牧田郷の史料である。

三 東大寺要録 卷八 雜事章第十之二

勅旨 可有_二封庄章_一之中

金光明寺宛_二食封一千戶_一

(中略)

但馬国百戶氣多郡五十戸
朝來郡五十戸

(中略)

奉_二今月廿一日 勅_一 傳、件封宛_二金光明寺_一、其收停期

更待_二後勅_一者、

天平十九年九月廿六日

三 但馬国司解 天平勝宝二年正月八日

東南院文書

但馬国司解 申進_二上奴婢_一事

合進上奴婢五人三人奴
二人婢 佃稻肆仟伍佰伍拾束

奴池麻呂年廿四
唇左上黒子 佃稻玖伯束

右、出石郡少坂郷戸主外從七位下宗賀部乳主之奴

奴糟麻呂年廿四
右目俊疵 佃稻玖伯束

右、同郡穴見郷戸主大生直山方之奴

奴藤麻呂年十五
鼻折左辺黒子 佃稻捌伯束

右、同郡穴見郷戸主土師部美波賀志之奴

婢田吉女年十九
左頬黒子 佃稻壹仟束

右、朝來郡桑市郷戸主赤染部大野之婢

婢小当女年十七
頸右黒子 佃稻玖伯伍拾束

右、二方郡波大郷戸主采女直真嶋戸采女直玉手女

之婢

以前、被_二民部省去天平勝宝元年九月廿日符_一傳、被_二

太政官今月十七日符_一傳、被_二大納言正三位藤原朝臣仲

麻呂宣_二稱、奉_レ勅、奴婢年卅已下十五已上、容貌端正、用_二正稅_一充_二備直_一、和買貢進者、省宜_下承知、依_二前件數_一、仰_二下諸國_一、令_二買貢上_一、但不_レ論_二奴婢_一、隨_レ得而已者、国宜_レ承知、依_レ狀施行_二者、謹依_二符旨_一、件奴婢買取進上如_レ前、仍便付_二朝集使_一目從六位下賀茂直秋麻呂_一申送、謹解、

天平勝宝二年正月八日史生從八位上土師宿祿「田次」
從五位下行守勲十二等楊胡史「真身」
(自署以下同シ)

正六位上掾大養宿祿「吉男」

(吳筆)
「送_二東大寺_一」

同月十七日調信女宣

(紫敬)
少忠出雲臣屋「万里奉」

○紙面に「但馬国印」二五あり。

但馬国司牒 天平勝宝二年三月六日 東南院文書

但馬国司牒上 造東大寺司

合進上奴式人

奴池麻呂

奴糟麻呂

右件奴、依_二民部省去天平勝宝元年九月廿日符_一、以_二去正月八日_一進上已訖、此无_レ故以_二二月廿六日_一逃来、仍捉_二奴正身_一、付_二本主大生部直山方等_一、進上如_レ前、今具_二事狀_一、謹牒、

天平勝宝二年三月六日史生正七位上臣勢朝臣「古万呂」
守從五位下勲十二等楊胡史「真身」
(自署以下同シ)

掾正六位上大養宿祿「吉男」

○紙面に「但馬国印」一四あり。

但馬国司牒 天平勝宝二年五月九日 東南院文書

但馬国司牒上 造東大寺司

奴藤麻呂

右件奴、依_二民部省去天平勝宝元年九月廿日符_一、以_二去正月八日_一進上已訖、此无_レ故以_二四月廿五日_一逃来、仍捉_二奴正身_一、付_二本主土師部美岐賀志_一、進上如_レ前、謹牒、

天平勝宝二年五月九日史生従八位上土師宿祿「田次」
(自曆以下同シ)

正六位上行豫県大養宿祿「吉男」

○紙面に「但馬国印」八あり。

突 奴婢買進印書送文 天平勝宝二年五月九日 東南院文書

近江国 但馬国 丹後国

右、三国奴婢買進上印書各一枚、依造寺司舍人美努

三盖口状ハ、即付三盖、送造寺司務所ニ如前、

天平勝宝二年五月九日

上座安寛

空 東大寺三綱牒案 天平勝宝二年五月十三日 東南院文書

東大寺三綱 牒但馬国司 返抄案

一奴藤麻呂

右件奴、依五月九日牒旨請乞訖、仍附所已奴主土師即即本

部美波加志、如前、今注状、以牒、
報牒

一奴池麻呂 糟麻呂

右得四三月六日牒云、奴池麻呂等无故以二月

廿六日逃来、仍捉奴正身、附本主大生部直山

方等、進上者、即以三月十六日逃亡、今注状、

以牒、

天平勝宝二年五月十三日 都維那僧

上座法師 (安寛)

知事法師

六 但馬国司牒 天平勝宝二年六月二十六日 東南院文書

(端裏書)
「但馬」

但馬国牒上 造東大寺司

奴糟麻呂

牒、件奴依民部省去天平勝宝元年九月廿日符、以去

正月八日進上已訖、此无故以二月廿六日逃来、即

捉正身、以三月六日進上已訖、此亦以今月二日逃

来、仍捉正身付本主大生部直山方進上如前、至、

請准状領、以牒、

天平勝宝二年六月廿六日史生正七位上臣勢朝臣「(巨)古万呂」牒

掾正六位上梟犬養宿祢「吉男」

守外從五位下勲十二等壬生使主「宇太万侶」

○紙面に「但馬国印」一二あり。

六 東大寺三綱牒案 天平勝宝二年七月二日

東南院文書

(端裏書)
「枚三」

奴婢帳 天平勝宝二年

案文

□(兼)大寺三綱 牒但馬国司

奴糟麻呂 奴池麻呂同日逃走

牒、上件奴、重_レ数逃走、故即付_ニ本主大生山方_一還送、

但合_ニ先官符_一交易貢上耳、今注_レ狀以牒、

天平勝宝二年七月二日都維那僧

上坐法師

(安寛)

知事法師

七 下総国司解 天平勝宝三年五月二十一日

菅孝次郎氏所藏

下総国司解 申貢上逃官賤事

合婢式口 当国一口
他国一口

婢稻主売年式拾老歳 右頬黒子
部下香取郡神戸大槻郷中臣部真敷

之婢

右、依_ニ民部省去天平勝宝元年九月廿日符_一買取、

付_ニ運調使史生從七位下土師宿祢守_一貢上者、

副逃来婢古麻佐売年拾玖歳頸右黒子又右手繪黒子

右但馬国二方郡婢者、

以前、得_ニ部下香取郡司解狀_一、件婢等以_ニ今年五月六日_一

逃来、即捉_ニ正身_一申送者、国勘問、申云、以_ニ今年四

月一日、從_ニ法華寺_一逃放来者、仍禁_ニ正身_一、付_レ国伝貢

上如件、具狀謹解、

天平勝宝三年五月廿一日從七位下行少目守山真人「(自署以下同シ)知万侶」

守從五位下多治比真人 朝集使

正六位上行掾文伊美吉「伯麻呂」

正六位上行介当麻真人「佐賀武」

從六位上行大目安宿造「大虫」

○紙面に「下総国印」二二あり。

七 貢進仕丁歴名帳 丹裏文書

正倉院文書

(内包裹)
合老伯肆拾人

左京六人

右京四人

大倭国五人

河内国三人

摂津国四人

山背国五人

(中略)

丹波国一人

但馬国二人

因播国一人

出雲国三人

播磨国廿五人

備中国一人

周防国二人

(後略)

三 続日本紀 天平勝宝八歳十二月己亥(二十日)

越後・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・

美作・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・紀伊・

阿波・讃岐・伊予・土左・筑後・肥前・肥後・豊前・

豊後・日向等廿六国、々別頒下灌頂幡一具、道場幡

卅九首、絆綱二条、以充周忌御齋莊飾、用了取置金

光明寺、永為三寺物、随事出用之、

三 続日本紀 天平宝字元年四月辛巳(四日)

東大寺匠丁、造山陵司役夫及左右京・四畿内・伊賀・

尾張・近江・丹波・丹後・但馬・播磨・美作・備前・

紀伊等国兵士并防人、鎮兵、衛士、火頭、仕丁、鼓吹

戸人、輪車戸頭、並免今年田租、

三 続日本紀 天平宝字元年五月乙卯(八日)

但馬・肥前加三介一人、出雲・讃岐加三目一人、

三 造寺雜物請用帳 (天平宝字五年)

正倉院文書

(前略)

冊四匹自_ニ安殿西院尼師所_ニ給出五月十三日

四匹下毛野 廿匹但馬

十匹越前 十匹因幡

(中略)

用

四百七十一匹三丈売料

三百十一匹奉_レ送_ニ丹波宅_ニ宝字三年中

六十一匹_{十一月八日} 一匹三川白繩

(後略)

□□□□□□□□
(六十四匹但馬總)

直錢冊貫百五十

十四匹別六百七十文
五十四匹別六百六十九文

(中略)

二百廿二斤三兩二分二朱但馬国養父郡三年料封

(中略)

八十約_{但馬廿斤}因幡六十斤 三月廿三日

(中略)

二百七十六屯但馬国養父郡庸

(中略)

二百卅屯但馬庸_{二百屯十一月八日}
_{卅屯同月十九日}

(中略)

卅六屯但馬庸 直錢二貫三百冊文_{屯別六十五文}

(後略)

矣 続日本紀 天平宝字七年九月庚申_(三十一日)

尾張・美濃・但馬・伯耆・出雲・石見等六国年穀不

稔、並遣_(檢力)使覆損、

宅 東大寺奴婢帳目錄 神護三年七月十六日 東南院文書

神護三年七月十六日見度

官奴司解文一卷无印 所_レ注奴婢二百人奴一百口

從_ニ国々_ニ買進上奴婢等帳一卷四条並印跡

(中略)

一条 但馬国司解文所_レ注奴婢五人奴三口婢二口

(中略)

先三綱

上座

都維那

目代

〔自置〕
「勝行」

寺主

少寺主

〔自置〕
「間崇」目代

乙 圖書寮解

正倉院文書

圖書寮解

申宝亀五年諸国未進紙并筆事

〔紙麻等〕

合紙壹万伍仟陸百伍拾張 筆玖伯柒拾伍管

紙麻貳伯

肆拾捌斤

〔中略〕

但馬国紙麻卅斤

〔幡〕
因播国筆八十管

〔後略〕

丙 統日本紀

宝亀六年三月乙未
〔二日〕

始置伊勢少目二員、〔中略〕越中・但馬・因幡・伯耆

大少目員、播磨少目二員、〔後略〕

○ 国務の繁忙に应じて、地方官の定員が増加された。

己 統日本紀

宝亀八年七月癸亥
〔十四日〕

震但馬国国分寺塔、

○ この国分寺が現出石町袴狭にあったと思われることは、
第一卷（一七八ページ）で述べている。

庚 統日本紀

延暦十年九月甲戌
〔十六日〕

仰越前・丹波・但馬・播磨・美作・備前・阿波・伊

予等国、壞運平城宮諸門、以移作長岡宮矣、

○ 長岡京に平城宮諸門を移転させたが、但馬もこれに動員
された。

辛 太政官符

延暦十一年六月十四日

類聚三代格 卷十八 健児事

太政官符

應差健児一事

〔中略〕

但馬国五十人

(中略)

以前被_レ右大臣宣_レ傳、奉_レ勅、今諸国兵士、除_レ辺要

(藤原経繼)

地之外、皆從_レ停廢、其兵庫鈴藏及国府等類、宜_レ差_レ

健兒以充_レ守衛、宜_レ簡_レ差郡司子弟、作_レ番令_レ守、

延曆十一年六月十四日

○元 延喜式卷第二十八 兵部・集人参照 (二五、一シ)

三 拾芥抄 中

宮城部第十九在_レ圖、諸門殿舎子細、并禁中場所
異名、所所及大臣以下宿所、諸院、

或書会、延曆十二年正月甲午、遣_レ使於_レ山背国葛野、

字太村、地、為_レ遷都_レ也、始造_レ山背新宮、同年六月

庚午、令_レ諸国_レ造_レ新宮諸門、

(中略)

但馬国造_レ藻壁門、佐伯氏也、

(中略)

同十三年冬十月廿三日、天皇自_レ南京_レ遷_レ北京、

四 類聚国史 卷七八 延曆十三年十一月丙戌
奉獻 (十七日)

美濃・但馬二国献_レ物、

五 日本後紀 延曆十五年十一月乙未
(八日)

遣_レ伊勢・参河・相模・近江・丹波・但馬等国婦女各

二人於陸奥国、教習養_レ□□(養限カ)以_レ二年、

六 日本後紀 延曆十八年十二月丁丑
(八日)

發_レ伊賀・伊勢・尾張・近江・美濃・若狭・丹波・但

馬・播磨・備前・紀伊等国役夫、以充_レ造宮、

七 類聚国史 卷八三 延曆二十一年九月丁巳
政理五 (三日)

伊賀・(一九か国略) 丹波・丹後・但馬 (八か国略) 等

卅一国損田百姓、免_レ租税_レ徵_レ調、

八 日本後紀 延曆二十三年正月壬寅
(二十六日)

遷_ニ但馬国治於氣多郡高田郷、

○氣多郡高田郷に移転する以前の但馬国衙は、出石郡内
(多分出石郷か)にあつたと思われる(第一卷一七六一
一七八ページ参照)。

六九 日本後紀 延暦二十四年六月丁未^(十日)

近江・丹波・丹後・但馬・播磨・美作・備前・備後・
紀伊・阿波・伊予等十一国、停_レ進_ニ彩帛、依_レ旧貢_レ絹

七〇 日本後紀 延暦二十四年十二月壬寅^(七日)

公卿奏議曰、伏奉_ニ綸旨、营造未_レ已、黎民或_レ弊、念_ニ
彼勤勞、事須_ニ矜恤、加以時遭_ニ災疫、頗損_ニ農桑、今
雖_レ有_ニ年、未_レ聞_ニ復業、宜_ニ量_レ事優矜、令_ニ得_ニ存濟_ニ者、
臣等商量、伏望所_ニ点加_ニ仕丁一千二百八十一人、依
_レ数停却、(中略)又伊賀・伊勢・尾張・近江・美濃・
若狹・越前・越中・丹波・丹後・但馬・因幡・播磨・
美作・備前・備中・備後・紀伊・阿波・讃岐・伊予等

国、殊免_ニ当年庸、許_レ之、

七一 日本後紀 大同三年五月癸未^(二日)

廢_ニ但馬国_{□□}三駅、以_ニ不要_ニ也、

○廢止された三駅がどこにあつたか不明で、これが但馬の
駅家の問題を難解にしている。

七二 日本後紀 大同三年五月辛亥^(三十日)

但馬国飢、遣_ニ使賑給、

七三 日本後紀 弘仁六年正月癸巳^(二十一日)

發_ニ尾張・參河・美濃・越前・但馬・美作・備前等国
役夫一万九千八百人、修_ニ理朝堂院、其食并往還路粮、
並用_ニ正税、

七四 類聚国史 卷一九四 天長五年正月甲戌^(十七日)
殊俗

但馬国馳駅言上、渤海人百余人来着、

五 類聚国史 卷一九四 天長五年二月己丑
殊俗

但馬国司写_三渤海王啓、中台省牒案_一進上、

六 続日本後紀 承和七年五月丁丑
(二日)

但馬国言、養父郡兵庫鼓無、故夜鳴、声聞_三数里_二、又氣多郡兵庫鼓夜自鳴、声如_三行鼓_一、

七 続日本後紀 承和十一年三月戊戌
(十五日)

但馬国上_三帽子・单衣・腰带・革鞋・鎌・刀子等一横_一、其体様卑小、不_レ似_三此間之物_一、疑侏儒国物流着者歟、

八 日本文徳天皇実録 仁寿二年五月是月

是月、甘露降_三於京師樹上_一、及大和・越前・加賀・但馬・因幡・伯耆・隱岐・播磨・長門等九国並言、甘露降、

九 日本三代実録 貞観四年八月九日乙巳

但馬国言、慶雲見、

一〇 儀式 卷二 踐祚大嘗祭儀上

(前略)

又左右衛門府申_レ官、令_三諸国_二量_レ程進_一、物部・門部・語部等_三、三人・大和国八人・伊勢国二人・紀伊国一人、語部者、美乃国八人・丹波国一人・丹後国二人・但馬国七人・因幡国三人・出雲国四人・淡路国二人、

(後略)

一一 日本三代実録 貞観十五年十二月十七日戊申

但馬国城崎郡澇旱、百姓窮困者漆佰肆拾漆人給_三復一_一、

年、

一二 日本三代実録 貞観十七年十一月十三日壬辰

但馬国去年水損、借貸正稅充_三四分之二_一、

一〇三 日本三代実録 元慶元年正月三日乙亥

是日、但馬国献白雉一、

○同書元慶元年四月十六日丁亥条によれば、この日は陽成天皇即位の嘉日で、続いて二月十日には尾張国が連理の木を、閏二月廿一日には備後国が白鹿一頭を献じている。同年四月十六日には詔して、尾張・但馬・備後の三国の百姓に当年徭役十日を減じ、さらに祥瑞を献じた尾張春部郡・但馬養父郡・備後葦田郡に対しては当年の庸や調を免じた。

一〇四 日本三代実録 元慶二年五月九日甲辰

下符相模国一、令採進槻弓百枝、安房国百枝、信濃国梓弓三百枝、但馬国檀弓百枝、備中国柘弓百枝、備後国百枝、

一〇五 日本三代実録 元慶三年二月八日戊辰

山城・河内・摂津・伊賀・尾張・遠江・伊豆・安房・

常陸・但馬等国勘注国内損田言上、勅、損田数非无疑殆、然而国宰其人、仍停遣使、宜此般事、国司勘定、但乘田不在免限、

一〇六 日本三代実録 元慶四年六月十七日己亥

但馬国言、管二方郡百姓等、遙望海中、有物形似小鳥一、長可二十丈、前後之端有物透出、高可五六尺、疑是船之舳艫也、中央有随風搖動之物、疑是帆席也、小間東行不見、又西北方有泛海物、其数三也、經歷三日、曾不揺動、疑是他国船也、又北方有一大船、沈在海底、長一丈五尺許、由是下知但馬・因幡・伯耆・出雲・隱岐等国、特慎候望、以備不虞、

一〇七 日本三代実録 元慶四年六月十九日辛丑

但馬国言、美含郡有二大船、漂泛海上、長五丈余、広一丈六尺許、知是二方郡百姓所見三船之類也、

一 古代の出石

一〇八 日本三代実録 元慶六年二月二十八日辛丑

但馬国年貢綾一疋之代進_三生絹二疋、限以_三二年、准_三伊勢・尾張兩國之例_二也、

一〇九 日本三代実録 元慶六年五月十一日壬子

但馬国新除介從五位下菅野朝臣良松言、国出_三举正稅雜_二稻七十四万束也、而_レ穎_{（衍之）}頻_レ絰_三減省_一、見_レ举少_レ數、望_レ請、賜_三隣国穀_一、举_レ填足_レ用、至_レ是、勅以_三丹後国不動穀四千斛、因_レ幡国六千斛_二充_レ之、

一一〇 日本三代実録 元慶七年十一月五日戊辰

減_レ定造_三伊勢_レ齋内親王野宮_二工夫_一數、元工三千十五人、夫一万五百卅五人、今定_三工一千四百六十五人半、夫五千二百七十二人半_一、先_レ是、木工權大允正六位上内藏朝臣有永等解_レ傅、謹_レ檢_三先例_一、徵_三登五畿内并近江・美濃・丹波・但馬・播磨等国_一、所_レ役人别十日、而右弁

官宣、濟_レ事之道、公平為_レ先、支度之程、何拘_三恒例_一、今美濃・但馬・播磨等国、往還稍遠、人民多_レ煩、宜_レ暫停_三件三箇国_一、随_レ状增加_レ者、今所_レ作屋舍之數、頗倍_三於先_一、結構之功、合期而成、減_三定单功_一、既過_三半分_一、望_レ請顯_三功当时_一、遺_三例後代_一者、勅依_レ請、立為_三恒例_一、

一一一 日本三代実録 仁和三年二月五日己酉

奪_三美濃・下野・若狹・能登・越中・越後・丹後・但馬・因幡・伯耆・石見等国司位禄公廨_一、以_三貢蘇違_レ期也、旧制、貢蘇違_レ期、国司五位已上科_三違勅罪_一、六位已下不_レ論_三蔭贖_一、決答六十、今改_三前格_一、施_三此新制_一、

一一二 日本三代実録 仁和三年六月二日甲辰

伊賀・伊勢・尾張・伊豆・近江・美濃・越後・丹後・但馬・出雲・播磨・備前・備後・紀伊・阿波・讚岐・伊予・土左等_{（マカ）}十九国貢絹、龜惡特甚、不_レ如_三昔日_一、勅

禮_ニ国宰_一、探_ニ取正倉旧様絹_一、毎_ニ国賜_ニ一疋_一、依_ニ旧様_一織_レ作_レ、

二三 日本紀略 寬平五年六月十五日辛亥

但馬国献_ニ白鷺一翼_一、

二四 太政官符 寬平九年正月廿五日

「類聚三代格」卷四 加減諸司官員并廢置事

太政官符

応_レ改_ニ貢定額采女卅七人_一事

山城国一人 大和国一人 河内国一人

摂津国一人 。一八か国略 丹波国一人

丹後国一人 但馬国一人 因幡国一人

播磨国三人 美作国一人 備前国一人

備中国一人 備後国一人 安芸国一人

周防国一人 長門国一人 。五か国略

右中納言兼右近衛大将從三位行春宮大夫藤原朝臣時平

宣、奉_レ勅、頃年点_ニ貢定額采女_一、或国五六人、或国無_ニ

一人_一、尋_ニ其由緒_一縁_レ無_ニ定例_一、爰甲国有_ニ死闕_一、替用_ニ

乙国之人_一、政之無_レ例、競望不_レ絶、自今以後宜_レ依_ニ件

限_一、唯本数過_レ此之國、若有_ニ其闕_一、更不_ニ補替_一、頒_ニ充

新加之國_一、漸令_ニ点進_一、

寬平九年正月廿五日

二五 太政官符 延喜二年四月十一日

「類聚三代格」卷二〇 斷罪贖銅事

太政官符

応_レ差_レ使雜_レ役不_レ從_ニ本職_一諸司史生已下諸衛舍人并

諸院諸宮王臣家色々人及散位々子留省等事

右得_ニ河内・參河・但馬等国解_レ一俛_一、此国久承_ニ流弊_一、

民多困窮、就_レ中頗有_ニ資産_一可_レ堪_レ從_レ事之輩、既帶_ニ諸

衛府之舍人_一、亦為_ニ王臣家之雜色_一、皆假_ニ本司本主之威

權_一、不_レ遵_ニ国宰_一令_レ之差科_一、因_レ茲輸貢之物無_レ人_ニ付

預_一、纔隨_ニ簡得_一差_ニ充貧民_一、而或未_レ出_ニ境外_一盜_ニ犯官

物、或雖入都下不弁其事、徒送居諸多致欠損、
 加之雖有郡司不必堪事、徵納官物之道差副
 堪能之人、而依無其人常置未進、倉庫之虛、惣是
 之所致也、如今居住部内諸司史生已下使部已上不
 直本司、六衛府舍人不勤宿衛不閑供節、諸院諸
 宮諸王臣家雜色喚繼舍人帳内資人不從本主、及文武
 散位位子留省諸勘籍人等堪事有數、竊檢貞觀以來
 諸国例、以如此輩可差使進官留国雜役之状、
 無国不言、随即有被聽許、是則事不獲已為濟
 官物、夫普天之下無非王土、率土之民何拒公役、
 望請、前件色々人等除見任供節之外、晏然私居豐殖
 産業、并帶位息肩承蔭遊手之徒、任中一度為例
 差用以濟貢納、若封家之人在此中者、便先差預本
 主料物、立為恒例、不勞申請、然則長省言上之煩、
 自得行用之便、謹請官裁者、時平左大臣宣、奉勅、依
 請、諸国准此、若拒捍并致公損者、依法科罪
 不寬宥、

延喜二年四月十一日

二六 西宮記 卷二 除日 延喜九年正月十一日

延喜九年正月十一日、今年国々多闕、可任之者少
 數、因仰勸解由使、勸申未得解由一吏之中、無自
 犯有所濟、或雖進解由、官勘返者勤否、即令公
 卿定申云々、前例雖未得解由、有所勤者選任、況
 進解由者、雖被返却、勤惰是明、於任由之有
 何妨也、勘解由所勘申者六人之中、(稱)權長者四人、
 任之、(藤原)以前常陸介幹為上野介、前阿波守公廉為因
 幡守、(基)已上二人、未前上總介正益為甲斐守、前越前守
(藤原)顯相為但馬介、(後)已上二人、官返解由云々、

二七 太政官符 延喜十四年八月八日

「政事要略」卷五三 交替雜事

太政官符民部省

応行雜事五箇条事

一 応_レ返_レ進諸国雜田二千三百六十六町九段五十二步、
其地子稻混_レ合正税_レ事

(中略)

關郡司職田千八百卅町八段

(中略) ○伊勢以下二十九か国。

但馬国廿二町_{延喜七年帳所注}

(中略) ○伯耆以下一五か国一島。

右得_レ厨家去延喜十二年八月十三日解_レ符、案_レ式条、
位田・職田・国造田・采女田・膂力婦女田・賜田等、
未_レ授之間為_レ輸地子田者、檢_レ案内、元慶六年八月
廿五日下午_レ民部省符符、大納言以上并諸道博士畿外
無主職田地子、混_レ合正税_レ、又符、關郡司職田地子、
同混_レ合正税_レ者、又案_レ同七年五月十三日下_レ諸国_{元慶}
符_レ符、得_レ厨家解_レ符、郡司職田地子、元來無主之
間、付_レ地子帳、檢_レ納厨家、而去年八月廿五日以下_{元慶六年}
其地子稻_レ可_レ混_レ合税_レ之状、官符被_レ下_レ民部省、々
即下_レ符諸国_レ已了、今檢_レ案内、任_レ權官_レ者每_レ国過

半、預_レ榮爵_レ者、毎年兼倍、其位田・公廨田、以_レ
乘田_レ被_レ充行、因_レ茲諸国地子頻稱_レ減少、厨家用途
常以闕乏、望請如_レ旧納_レ件地子、以充_レ厨用_レ者、右
大臣宣、奉_レ勅依_レ請、但民部省符下_レ知諸国、早令_レ
返進_レ者、而年來地子帳、加_レ注大納言以上諸道博士
等職田、仍令_レ民部省_レ勸_レ申其由、申云、依_レ太政官
元慶六年符旨、以_レ大納言以上并諸道博士及郡司職
田地子、可_レ混_レ合正税_レ之省符下_レ知諸国、而依_レ同
七年官符、令_レ返進、可_レ以_レ郡司職田地子_レ混_レ合正
税_レ之状、省符爰依_レ載_レ一符返_レ進両色、其後未_レ有_レ
改給、依_レ式履行者、望請、大納言以上并諸道博士
无主職田、依_レ元慶符_レ早被_レ下_レ知、抑以_レ乘田地子_レ
充_レ年中例用、々度之遺頗有_レ其數、然則前件等田、
徒為_レ地子田、混_レ納其輸稻、於_レ公有_レ損、為_レ厨无
益、重望請、返_レ進件等田、地子稻混_レ合正税_レ、但關
郡司職田之數、隨時増減、无_レ有_レ定數、件數者、此
掟_レ近年帳_レ所_レ令_レ勘申、至_レ於采女田、定額之外、先

補之輩、准_レ抛格条、一身之後、為_ニ无主田_ニ者、大納言正三位兼行左近衛大将藤原朝臣忠平宣、奉_レ勅依_レ請、

(中略) ○三か条略。

一 応_レ定_ニ諸国地子交易絹綿調布商布鉄鍬等価数_ニ事

(中略) ○伊勢以下一九か国略。

但馬国 絹四十疋 直二千四百束 疋別六十束

(中略) ○因幡以下一五か国略。

右得_ニ同前解_ニ傳、諸国物価各有_ニ差別、勘納之例、何得_ニ一同、而承前之例、不_レ依_ニ国法_ニ、不_レ論_ニ貴賤_ニ、定_ニ納絹一疋直稻五十束、綿一屯直五束、調布商布鉄鍬等之無_ニ准_ニ的、凡物直高下、国例各異、何依_ニ一政途_ニ、似_レ无_ニ堤防_ニ、望請、因_ニ循年来所_レ進地子帳価数_ニ、便為_ニ定法_ニ、但收_レ物之日、令_ニ主計官人_ニ、准_ニ定価法_ニ、注_レ載日収、有_ニ餽惡_ニ者、即減_ニ其直_ニ、自余雜物、依_ニ同帳価_ニ、將_レ為_ニ勘定_ニ、若物直過_レ限并不_レ填_ニ

減直、同抱_ニ稅帳_ニ者、同宣、奉_レ勅依_レ請、以前条事、所_レ定如_レ件、省宜_ニ承知_ニ、依_レ宣行_レ之、符到奉行、

右中弁藤原朝臣(邦基) 左少史錦宿祢

延喜十四年八月八日

二八 太政官符 延喜十四年八月十五日

〔別聚符宣抄〕

太政官符厨家

応_ニ勤行_ニ雜事五箇条事

(中略) ○二か条略。

一定_ニ諸国例進地子雜物_ニ事

(中略) ○伊勢以下二十八か国略。

但馬国 絹卅疋 海藻大五十斤

(中略) ○因幡以下十七か国と大宰府略。

右同前解状傳、檢_ニ案内_ニ一件雜物等、天安二年正月廿九日官符、元慶三年十月十七日定文等、具定_ニ色数_ニ、其後時々下_レ符、頗有_ニ改定_ニ、因_レ之抛_ニ勘前後之

官符、定置所進之色数、望請、下知民部省、令

諸国司依件数進納、若有未進、依式拘朝集調

庸税帳等返抄者、同依宣、依請、

(中略) ○二か条略。

以前条事、所充如件、厨家宜承知、依宣行之、符致奉行、

右中弁藤原朝臣(邦基) 左大史酒井宿祢

延喜十四年八月十五日

二九 太政官符 延喜十九年九月二十六日 「別聚符宣抄」

太政官符但馬国司

応令前介従五位下大藏朝臣是明行国務事

右檢案内一件是明朝臣去七月十二日遭喪解任、新

司介従五位下橘朝臣方用依有身病、不得早向、国

中雜事必多擁滞、(藤原忠平) 右大臣宣、奉勅、未到之

間、令是明朝臣行国務事者、国宜承知、依宣行

之、符到奉行、

左中弁藤原朝臣(邦基) 左大史菅野朝臣

延喜十九年九月廿六日

三〇 小右記 長徳二年五月十九日戊午条

高麗国人寄石見国事、

高麗国人寄石見国、其事諸卿定申、延喜年中異国人

来但馬国、造船給糧還遣本国、依彼例給糧可

返遣之由定申了、

三一 扶桑略記 卷二四 延長八年正月廿日乙酉

渤海客船修造料、并若狭・但馬結番、以正税可廻

同客也、

4 揺らぐ律令制

○ここでは承平以後(九三一年以後)の史料をあつかっている。